

看護学校等進路説明・相談会 (無料)

保健医療課 ☎55-2739

と き／6月14日(土) 13:00～16:00
 ところ／キラメッセぬまづ(沼津市)
 対 象／高校生、看護師資格取得を
 考えている学生・社会人
 ※申込方法など詳しくは、静岡県ナ
 スセンター (☎054-202-1761) へ。

☞http://www.shizuoka-na.jp

岳南広域都市計画の変更に関 する説明会及び公聴会

都市計画課 ☎55-2786

環境衛生センター(中之郷小池下)
 の都市計画変更案に関する説明会及
 び公聴会を開催します。

★説明会

と き／①6月20日(金) 19:00～
 ②6月23日(月) 10:00～
 ところ／市役所 8階第2会議室

★公聴会

と き／7月18日(金) 10:00～
 ところ／市役所 6階第2会議室
 ※公聴会で意見を述べる場合は、7
 月4～11日(必着)に、公述申出
 書(都市計画課で配布、市ウェブ
 サイトでダウンロード可)の提出
 が必要です。公述の申し出がない
 場合、7月14日(月)に市ウェブサ
 イトで開催中止を掲載します。傍
 聴する場合、申し込みは必要あり
 ません。

6月の納期

市・県民税 第1期
 6月15～30日
 収納課 ☎55-2730

富士警察署管内事件・事故

空き巣、忍び込みの被害を防止
 するため、外出時、就寝時には、
 必ず戸締りを確認し、補助ロック
 などを活用しましょう。

事件情報 (3月末現在)

	年間累計	昨年比
全刑法犯罪	400件	- 144件
忍び込み	4件	- 18件
空き巣	25件	- 53件
自転車盗	67件	- 37件

事故情報 (4月末現在)

	年間累計	昨年比
件数	802件	- 50件
死者	4件	+ 3件
負傷者	1,050件	- 77件

安全をつなげて広げて事故ゼロへ

児童手当の現況届を 提出してください

子育て支援課 ☎55-2738

児童手当を受給している人は、毎
 年6月に、養育の状況や前年の所得
 などについて届け出ることが必要で
 す。届出用紙と案内書類を6月13日
 (金)に発送します。ご確認の上、証明
 書などの必要書類も合わせて提出し
 てください。

提出方法／同封の返信用封筒で返送
 提出期限／6月30日(月)(必着)

※児童手当の6月期分(2～5月分)
 を6月10日(火)に受給者の口座に振
 り込みます。ご確認ください。

エコアクション21 自治体イニ シャティブ・プログラム説明会

環境総務課 ☎55-2902

と き／6月19日(木) 14:00～15:30
 ところ／富士商工会議所 4階会議室
 内 容／企業がエコアクション21を
 取得するメリットや、認証取得に
 向けて、無料のコンサルティング
 が受けられるプログラムの説明

定 員／50人

申し込み／事前に、申込用紙(環境
 総務課で配布、市ウェブサイトで
 ダウンロード可)に必要事項を記
 入し、郵送またはFAX・Eメール
 で、〒417-8601 富士市役所環境
 総務課へ ☎51-0522

☞ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

お知らせ



献血にご協力を

福祉総務課 ☎55-2757

6月の献血

日	場 所	時 間
5日(木)	市役所駐車場	
8日(日)	ジャンボエンチャー 富士店駐車場	9:30～16:00 (昼休み12:00～13:15)
19日(木)	市役所駐車場	
25日(水)	ナイスデイ駐車場	9:00～9:45
	JA富士市元吉原支店	10:15～13:00 (昼休み11:00～12:00)
	浜町公園	13:30～14:30
	ダイトー駐車場	15:00～16:00

青島ほろし広志のおしゃべりコンサート 「パール・ギュントの大冒険」

りぶす富士(富士市交流プラザ) ☎65-5523

と き／8月9日(土) 14:00開演
 ところ／富士市交流プラザ 2階多目
 的ホール

出演者／青島広志さん(作曲家)、小
 野勉さん(テノール歌手)、江口二
 美さん(ソプラノ歌手)、横山美奈
 さん(ソプラノ歌手)

対 象／一般親子(全席自由席)

入場料／500円

申し込み／6月9日(月)の9:00から前
 売り券を販売します。直接、富士
 市交流プラザ、ラ・ホール富士、
 富士川ふれあいホールへ

公文書公開の実施状況及び個人情報保護条例の施行状況

総務課 ☎55-2707

★平成25年度の公文書公開請求は、3,405件ありました。(単位:件)

実施機関	区分	公開請求	全部公開決定	部分公開決定	非公開決定	請求取下げ
市	長	1,653	1,548	94	3	8
教育委員会		3	2	0	1	0
公営企業管理者		1,746	1,725	14	2	5
消 防 長		3	1	2	0	0
合 計		3,405	3,276	110	6	13

★平成25年度の保有個人情報開示請求は、20件ありました。なお、保有個
 人情報の訂正請求、利用停止請求はありませんでした。(単位:件)

実施機関	区分	開示請求	全部開示決定	部分開示決定	非開示決定	請求取下げ
市	長	17	7	4	4	2
教育委員会		1	0	1	0	0
消 防 長		2	0	2	0	0
合 計		20	7	7	4	2

※平成25年度の公文書公開の決定、保有個人情報の開示決定に対する不服
 申し立てはありませんでした。

募 集

地球を考える環境家計簿・スマートファミリー参加家庭

環境総務課 ☎55-2902

夏季・冬季の各2か月間の光熱費削減をお手伝いします！環境家計簿に光熱費やごみの量を記録し、エコ生活に取り組んでいただくと、診断票と参加賞を進呈します！

期 間／夏季7～8月、冬季12月～平成27年1月 計2回の取り組み
定 員／100世帯(応募者多数の場合抽せん)

申し込み／6月10日(火) (必着) までに、申込書(環境総務課・各地区まちづくりセンターで配布、市ウェブサイトでダウンロード可)に必要事項を記入し、郵送またはFAX・Eメールで、〒417-8601 富士市役所環境総務課へ

※6月13日(金)の13:15から市役所8階第2会議室で参加者向け説明会を行います。 ☎51-0522

✉ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市議会 6月定例会

ぜひ傍聴にお越しください。

と き／6月13日(金)～(予定)

ところ／**本会議** 10階議場傍聴席

委員会 9階各委員会室

※詳しくは、電話または市ウェブサイトで。**議会事務局 ☎55-2878**

スズメバチの巣を駆除します

市民安全課 ☎55-2750

市内の個人住宅にできたスズメバチの巣の駆除を、原則無料で実施しています。

スズメバチは特に毒性が強く、春に巣をつくり始め、夏から秋にかけて大きくなるため、これからの時期は、より危険になります。スズメバチの巣を発見したら、早目にご連絡ください。

申し込み／巣の位置を確認してから、直接または電話で市民安全課へ

※特殊な作業が必要な場合には、自己負担が発生することがあります。

※事業所、店舗、畑、林、賃貸住宅などは対象になりません。



6月 移動図書館車庫じ号の巡回日程

中央図書館 ☎51-4946

日	場所と貸し出し開始時刻
3・17日(火)	ハックドラッグ川成島店第2駐車場(14:00) JA富士市堅堀支店駐車場(15:00)
4・18日(水)	駿河台団地(4日の14:15のみ) 富士見台市営住宅集会所前(15:00)
5・19日(木)	滝戸団地内(14:00) 岩本山団地集会所前(15:00)
6・20日(金)	セブン-イレブン中里店駐車場(10:00) マックスバリュ富士江尾店駐車場(11:00) 加島の郷(6日の14:15のみ) 四丁河原南公会堂駐車場(15:00)
7・21日(土)	鈴川中町フードランド前(10:00) 松野まちづくりセンター(21日の14:00のみ)
12・26日(木)	歴史民俗資料館駐車場(15:00)
14・28日(土)	富士信用金庫中丸支店駐車場(10:00) ききょうの郷駐車場(14日の14:00のみ) 富士南まちづくりセンター(15:00)
25日(水)	青葉台まちづくりセンター(15:00)

休館日／2・9・16・23・27・30日
※都合により中止・変更する場合があります。

介護予防のための基本チェックリスト配布

高齢者介護支援課 ☎55-2951

「介護予防基本チェックリスト」を5月中旬に郵送します。日常生活を送る機能が低下していないか、チェックしてみましょう！心身機能の低下が心配な人には、「介護予防教室」などをご案内します。

対 象／在宅の65歳以上の人(介護保険新規申請者、要支援・要介護認定者は除く)で、平成26年8月31日時点で年齢が奇数(65・67・69・71歳…)の人

実施方法／「介護予防基本チェックリスト」を郵送しますので、チェックリストに記入し、5月30日(金)までに返送してください。結果をもとにアドバイス票を作成し、送付します。

6月1日は「景観の日」です

平成17年の「景観法」の施行日に合わせ、毎年6月1日は「景観の日」と定められました。

市は、平成21年に「富士市景観計画」及び「富士市景観条例」を定め、富士山の眺望をはじめとした良好な景観を守り、育て、そして将来に残していけるよう、市民・事業者の皆さんとともにさまざまな取り組みを進めていきます。

◆大規模建築物などの建築には事前に届け出を

良好な景観の形成を図るため、大規模な建築物などを建築する際には、事前に届け出が必要です。

※届け出対象になる建築物などは、景観計画に定める「色彩基準」及び「景観形成の指針」の規制対象になります。事前に、建築指導課で相談を行い、届出書を提出してください。

●届け出対象

延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物や、高さが15メートル以上(用途地域が定まっていない地域については高さ10メートル以上)の建築物及び工作物の新築、増築、外観の5分の1以上の色彩変更など

問い合わせ／建築指導課 ☎55-2909 ☎53-2773

✉kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

